

九州防衛局達第 2 2 号

改正 平成 2 1 年 3 月 3 1 日九州防衛局達第 3 号

改正 令和 3 年 3 月 1 7 日九州防衛局達第 3 号

改正 令和 5 年 1 1 月 2 7 日九州防衛局達第 1 2 号

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 6 号）第 2 3 条の規定に基づき、九州防衛局における身分証明書の取扱いに関する達を次のように定める。

平成 1 9 年 9 月 1 日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局における身分証明書の取扱いに関する達

（通則）

第 1 条 九州防衛局職員（自衛官を除き非常勤職員を含む。以下「職員」という。）の身分証明書の取扱いについては、この達に定めるところによる。

（身分証明書の所持）

第 2 条 職員は、常に身分証明書を所持し、正当な理由で提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を亡失し、又は汚損しないよう十分注意し、かつ、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（用語の定義）

第 3 条 この達において、次の各号に掲げる用語については、隊員の任免等の人事管理の一般基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 6 号）（以下「一般基準訓令」という。）第 3 条に定めるところによるものとする。

- （1）身分証明書
- （2）採用
- （3）転任
- （4）個人番号カード
- （5）マスキングカード
- （6）カードケース
- （7）任用

(8) 身分証明機能

(発行責任者)

第4条 身分証明書及び臨時身分証明書の発行事務の責任者は、九州防衛局総務部長（以下「発行責任者」という。）とする。

(身分証明書の発行)

第5条 発行責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、身分証明書を発行するものとする。

(1) 採用、転任等により新たに職員となったとき

(2) 職員が個人番号カードの交付を受けたとき

2 前項の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、九州防衛局以外の機関で発行された身分証明書を有しているものにあつては、新たに身分証明書は発行しないものとする。

3 職員は、マスキングカードの貸与を受けたときは、直ちにマスキングカードのサインパネル欄に自署にて氏名を記入し、カードケースに個人番号カード及びマスキングカードを格納するものとする。

4 発行責任者は、身分証明書を発行する場合においては、一般基準訓令第23条第4項の規定に定めるところによるものとする。

(身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取扱い)

第6条 職員は、身分証明書を亡失し、又は損傷した場合は、速やかに発行責任者に対し、別記第1号様式の亡失・損傷報告書を提出しなければならない。

2 発行責任者は、前項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、直ちに身分証明書を亡失した身分証明書利用者（以下「亡失利用者」という。）の身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

3 発行責任者は、第1項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、新たにマスキングカード及びカードケースを貸与するものとする。

4 発行責任者は、亡失した身分証明書が発見された場合には、亡失利用者に対し、別記第2号様式の発見報告書を提出させるものとする。この場合において、新たに個人番号カードに身分証明機能を付与する以前であれば、第2項の規定による失効情報の登録を解除できるものとする。

(マスキングカード及びカードケースの返納等)

第7条 職員は、次の各号に掲げる場合には、直ちにマスキングカード及びカードケースを発行責任者に返納しなければならない。ただし、第1号に掲げる場合において、職員が九州防衛局で引き続き任用される場合においては、当該身分証明書を引き続き使用することができるものとする。

(1) 職員が退職した場合

(2) 職員が身分証明書の発行権者を異にする転任をし、転任先で新たに身分証明書を交付された場合

(3) 職員が他府省等に出向（併任を除く。）した場合

(4) 新たにマスキングカード又はカードケースを貸与された場合

2 発行責任者は、前項第1号の規定により返納を受けた場合は、直ちに身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

（臨時身分証明書）

第8条 発行責任者は、一般基準訓令第23条第7項の規定に基づき、職員から別記第3号様式の臨時身分証明書の発行申請を受けた場合は、別記第4号様式に規定する臨時身分証明書を発行するものとする。

2 臨時身分証明書の有効期限は、発行の日から6ヶ月とする。

3 臨時身分証明書に貼り付ける写真は、発行の日前3箇月以内に撮影した、脱帽正面向き上半身のものでなければならない。

4 職員は、身分証明書の交付を受けたときは、速やかに臨時身分証明書を返納しなければならない。

（臨時身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取扱い）

第9条 臨時身分証明書の交付を受けた職員が臨時身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取り扱いについては、第6条の規定の例による。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年 3月31日九州防衛局達第3号）

この達は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則（平成22年 2月26日九州防衛局達第9号）

この達は、平成22年 3月31日から施行する。

附 則（令和 3年 3月17日九州防衛局達3号）

この達は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 5年11月27日九州防衛局達12号）

この達は、令和 5年11月27日から施行する。

年 月 日

九州防衛局総務部長 殿

所 属
官 職
氏 名

亡失・損傷報告書

私は、下記のとおり $\left(\begin{array}{c} \text{身分証明書} \\ \text{臨時身分証明書} \end{array} \right)$ を $\left(\begin{array}{c} \text{亡失} \\ \text{損傷} \end{array} \right)$ したので報告いたします。

記

(理由)

注1：理由欄には、亡失、損傷の日時、場所、経緯及び亡失の場合は亡失後に採った措置について記載すること。

注2：臨時身分証明書損傷の場合は、その損傷した臨時身分証明書を提示すること。

年 月 日

所属部課長等 職 名
氏 名

年 月 日

九州防衛局総務部長 殿

所 属
官 職
氏 名

発見報告書

私は、年 月 日に亡失報告をした
〔 身分証明書
臨時身分証明書 〕
について発見しましたので報告いたします。

記

注：発見の日時・場所等の状況を詳細に記載する。

年 月 日

所属部課長等 職 名
氏 名

別記様式第3号様式(第8条関係)

年 月 日

九州防衛局総務部長 殿

所 属
官 職
氏 名

臨時身分証明書の発行について

私は、下記理由により臨時身分証明書の発行を申請いたします。

記

(理由)

年 月 日

所属部課長等 職 名
氏 名

別記第4号様式（第8条関係）

寸法の数字はミリメートル

← 85 →
← 79 →
← 24 →

↑ 60 ↑ 54 ↑ 30 ↓

臨時身分証明書 第 号

写 真

(刻印)

防衛省 Ministry of Defense
 Government of Japan

氏 名
(NAME)

上記の者は、九州防衛局の職員であることを証明する。
(有効期限： 年 月 日)

九州防衛局長 局長印

（表）

← 85 →
← 79 →

↑ 60 ↑ 54 ↓

生年月日 年 月 日

(DATE OF BIRTH) ** *** *****

注意事項

- 1 この証明書は、職務に従事するときは、常に所持しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、マイナンバーカードを取得した場合は、速やかに返納しなければならない。
- 4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再発行を受けなければならない。
- 5 この証明書の紛失時は、発行機関まで速やかに届け出ること。

【この証明書を拾得された方は、発行機関まで連絡ください。】

発行機関：九州防衛局 TEL 092-483-8815

（裏）

注： (DATE OF BIRTH) 欄には、日、月（英語3字略記）及び西暦を記載すること。